

京 都 大 学 公 印 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (公印の作成等) 第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、<u>公印管守責任者の置かれる部局長</u>(以下「部局長」という。)が行う。</p>	<p>(公印の作成等) 第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者(以下「公印制定者」という。)が行うものとする。</p>
<p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印並びに医療技術短期大学部学長の印 総務部総務課長 (2) 副学長の印 学生部学生課長 (3) 本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第52条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)の所掌に係る公印 当該室長、部長が指定する課長又はセンター長 (4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する部局の事務部長又は事務長</p>	<p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印並びに医療技術短期大学部学長の印 総務部総務課長 (2) 副学長の印 学生部学生課長 (3) 本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第52条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)の所掌に係る公印 当該室長、部長が指定する課長又はセンター長 (4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する部局の事務部長又は事務長</p>
<p>2 <u>部局長は、当該管守に係る公印を作成、改刻又は廃止したときは、別記様式により総長に報告するものとする。</u> (公印の形式)</p>	<p>2 <u>前項各号に掲げる公印制定者は、当該各号に掲げる公印を作成、改刻又は廃止したときは、別記様式により総長に報告するものとする。</u> (公印の形式)</p>
<p>第4条 公印は、方形印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に、刻印すべき組織名称又は職名を明瞭な字体をもって浮き彫りにするものとする。この場合において、「印」又は「の印」の文字を加えて彫刻することができる。 (公印の印材)</p>	<p>第4条 } (同 左)</p>
<p>第5条 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。 (公印の種類及び寸法)</p>	<p>第5条 } (公印の種類及び寸法)</p>
<p>第6条 公印の種類及び寸法は、別表のとおりとする。ただし、特別の用途に用いる公印にあっては、<u>部局長が適宜その寸法を定めることができる。</u></p>	<p>第6条 公印の種類及び寸法は、別表のとおりとする。ただし、特別の用途に用いる公印にあっては、<u>公印制定者が適宜その寸法を定めることができる。</u></p>
<p>(会計事務の印)</p>	<p>(会計事務の印)</p>
<p>第7条 } (公印の管守) } (略)</p>	<p>第7条 } (同 左)</p>
<p>第8条 } 2 <u>公印管守責任者は、別表に掲げる公印の種類に応じ、それぞれ当該各欄に掲げる者とする。</u> (中 略)</p>	<p>第8条 } 2 <u>公印管守責任者は、公印制定者が指定する者とする。</u></p>
<p>(印影印刷)</p>	<p>(印影印刷)</p>
<p>第11条 次の各号に掲げる場合には、<u>部局長の承認</u>を得て、公印の押印とみなすことができる。</p>	<p>第11条 次の各号に掲げる場合には、<u>公印制定者の承認</u>を得て、公印の押印とみなすことができる。</p>

改 正 前	改 正 後
(1) 一定の字句からなる法人文書を多数印刷する場合であって、公印の印影を当該法人文書と同時に印刷する場合 (2) 電子的に文書を作成する場合であって、公印の印影を当該法人文書と同時に出力する場合 (中 略)	(1) } (2) } (同 左) 附 則 1 この規程は、平成18年5月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 2 この規程施行の際現に改正前の第8条第2項の規定により公印管守責任者である者が引き続き公印管守責任者となるときは、改正後の同項の規定により公印制定者の指定があったものとみなす。

別表

種 類	寸 法
国立大学法人京都大学の印	30
京都大学の印	30
総長の印	30
学長の印	30
理事の印	30
副学長の印	30
監事の印	30
研究科、学部、研究所、附属図書館、医学部附属病院の印	28
研究科、学部、研究所、附属図書館、医学部附属病院の長の印	30
研究科の専攻、学部の学科、研究科附属の教育研究施設、研究所附属の研究施設、附属図書館宇治分館の印	25
研究科の専攻、学部の学科、研究科附属の教育研究施設、研究所附属の研究施設、附属図書館宇治分館の長の印	23
組織規程第3章第7節、第8節及び第10節に定める施設等の印	28
組織規程第3章第7節、第8節及び第10節に定める施設等の長の印	23
組織規程第3章第9節及び第11節に定める施設等の印	25
組織規程第3章第9節及び第11節に定める施設等の長の印	20
本部の事務組織の部の印	28
本部の事務組織及び部局事務部の部長の印	23
本部の事務組織の室、課、センターの印	25
本部の事務組織の室長、課長、センター長の印 部局事務部の事務長、課長、室長の印	20

医療技術短期大学の印	30
医療技術短期大学部学長の印	30
医療技術短期大学部部長の印	30

備考 寸法の単位は、ミリメートル平方とする。